

う所見が認められなかった申請者に対しては、指定医療機関から「結核非発病証明書」(以下「証明書」)が交付されます。一方、所見が認められた申請者には、喀痰検査を実施。結核菌が検出されれば、「証明書」は交付されません。ビザ発給申請時等では「証明書」の提出を義務付け、結核を発病していないことを確認。これにより、結核菌を排出している結核患者は、結核の治療を行い結核菌の排出がないことを証明されるまで入国が認められないことになります。COVID-19の蔓延もあり、実施が遅れていたが、まずはフィリピン、ネパール、ベトナムを対象に開始される予定です。先行して3月24日(世界結核デーですね)からフィリピンとネパールでの健診の受付を開始し、3か月後の6月23日から在留資格認定証明書やビザ発給時における「証明書」の提出が義務付けられます。中長期の在留を希望する者が最も多いベトナムでの健診の受付も5月26日に開始され、9月1日からは「証明書」の提出が義務付けられ、残り

のインドネシア、ミャンマー、中国についても今後、準備・調整を続け実施する予定となっています。

終わりに

入国前スクリーニングの実施により、入国直後に発見される結核患者は大幅に減少することが予測されます。患者にとってはコミュニケーションの取りやすい母国で治療することができ、結核菌を排出していない状態で日本に入国することとなるため、日本での留学生活や技能実習を安心して行うことができるようになります。また、日本国内においては、これらの国からの留学生、技能実習生の多くは集団生活を行うことが多く、それらの場での感染拡大防止につながるものと期待しています。しかしながら、スクリーニング時は異常を認めなくても、入国後に発病する人は存在するため、定期的な健診など、入国後の早期発見・治療のための対策の強化は引き続き必要であると考えます。

お知らせ

日本医師会定例記者会見に関する周知

日本医師会では原則、毎週水曜日に定例記者会見を開催し、松本会長始め常勤役員が日本医師会の考えや取り組みなどについて説明しています。

その模様は下記の広報物に掲載していますので、ぜひご覧下さい。

■ 日本医師会公式
YouTube チャンネル



■ 日本医師会ホームページ
「日医 on-line」



問い合わせ先：日本医師会広報課 E-M:kouhou@po.med.or.jp

■ 沖縄県医師会公式
YouTube チャンネル



■ 沖縄県医師会ホームページ

